

はちまん青年経営者会役員の選挙及び選出に関する規約

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規約は、近江八幡商工会議所はちまん青年経営者会規則(以下「規則」)第11条第5項に基づき、副代表世話人の選挙及び役員の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙及び選任事務の処理)

第2条 副代表世話人の選挙及び役員の選出に関する庶務は、はちまん青年経営者会(以下「青経会」)事務局において処理する。

(告 示)

第3条 副代表世話人の選挙及び役員の選出に関する告示は、全会員に対し予め役員会より通達した方法にて行なう。

第2章 副代表世話人の選挙

第1節 選挙の開催

(副代表世話人立候補可能者名簿)

第4条 副代表世話人(規則第9条に規定する副代表世話人をいう。以下この章において「副代表」という。)に立候補できる者は、年度の11月末日までに役員会が公表する副代表世話人立候補可能者名簿(以下「副代表立候補名簿」)に登録された者とする。

第5条 会員は、副代表立候補名簿に関して、異議があるときは、事務局にその旨を申し出ることができる。

第6条 異議の申し出があったときは、代表世話人は直ちに役員会を開き、その措置を決定し、これを異議を申し出た者に通知する。

(副代表世話人の立候補)

第7条 副代表の候補者となろうとする者は、年度の12月1日より12月15日17時15分までに、事務局にその旨の届出をしなければならない。

2. 次章に定める役員に立候補する者は、副代表に立候補することはできない。

(無投票選挙)

第8条 第4条及び第7条の規定による候補者が規則第9条に定める副代表世話人の定数を超えないときは、投票を行なわない。

2. 前項の場合において、代表世話人は直ちに役員会を開き、立候補者をもって第7節に定

める当選人と定めなければならない。

(立候補者がいない場合)

第9条 第4条及び第7条の規定による候補者がなかった場合、投票を行わず、代表世話人及び副代表世話人は副代表立候補名簿に登録された者より1名を推薦する。推薦された者を第7節に定める当選人と定める。

第2節 選挙管理委員会

(選挙委員会及び選挙立会人)

第10条 副代表世話人の選挙を施行するために選挙委員会を置く。

2. 選挙委員会は、事務局及び委員3人をもって組織する。
3. 委員は事務局が世話人（規則第9条に規定する世話人をいう。）経験者のうちから委嘱する。
4. 委員のうち1名を選挙長として事務局が委嘱する。
5. 選挙委員会は、選挙の施行に関し、次の事項を行なう。
 - (1) 選挙の施行に関する日程及び時間割編成
 - (2) 選挙人名簿の確認
 - (3) 選挙の施行に関する諸文書様式の制定
 - (4) 投票場及び開票場の決定
 - (5) この規約に定めのあるものを除き、選挙の施行に関する手続の決定
6. 選挙委員会の会議は、選挙長が招集する。
7. 選挙委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
8. 選挙委員会の会議において、選挙人名簿に登録されたもののうちから、本人の承諾を得て、若干人の選挙立会人を選任する。

第3節 選挙権及び被選挙権

第11条 青経会会員で選挙の期日までに会費を納めない者は、副代表を選挙し、又は副代表に選任される権利を有しない。

第4節 選挙の施行

(通常選挙)

第12条 通常選挙は、副代表の任期満了の日前90日以内に行なう。

2. 選挙の期日、投票の場所及び時間は、役員会の議決を経て、選挙の期日の20日前までに告示する。
3. 天災事変その他の理由により選挙を行なうことができないときは、更に選挙の期日を定め、当該期日の20日前までに規定する事項とともに告示する。

(補欠選挙)

第13条 副代表が欠員となったときは、残余の任期が3ヶ月以内であるときを除き、欠員を生じた日から30日以内に補欠選挙を行なう。

2. 補欠選挙の期日、投票の場所及び時間並びに選挙する副代表の数は、役員会の議決を経て選挙の期日の20日前までに告示する。

3. 前条の第3項の規定は、補欠選挙について準用する。

第5節 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成)

第14条 事務局は、選挙期日の30日前現在において会員の資格を調査し、選挙人名簿を作成する。

(選挙人名簿の記載事項)

第15条 選挙人名簿には、会員に係る次の事項を記載する。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 会費の完納、未完納の別
- (4) 選挙権数

(選挙人名簿の縦覧)

第16条 選挙人名簿は、5日以内の期間を定めて、本商工会議所において会員及びその関係者の縦覧に供する。

2. 前項の期間は、縦覧開始の期日の少なくとも3日前までに告示する。

(異議の申出)

第17条 会員は、選挙人名簿に関して、異議があるときは、縦覧期間内に選挙委員会にその旨を申し出ることができる。

2. 選挙長は、異議の申し出があったときは、直ちに選挙委員会を開き、その措置を決定し、これを異議を申し出た者に通知する。

(選挙人名簿の確定)

第18条 選挙人名簿は、第10条第1項に規定する縦覧期間の満了後5日を経て確定する。

第6節 投票

(選挙の方法)

第19条 選挙は無記名投票により行なう。

(選挙人)

第20条 投票は選挙人名簿の確定した日現在において、当該選挙人名簿に登録された会員（以下「選挙人」という。）をもって行なう。

2. 選挙人は、選挙の当日、投票の時間中に自ら投票場に行き、選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。

(投票用紙)

第21条 投票用紙は選挙の当日、投票場において選挙人名簿と対照し、事務局より本人に交付する。

2. 投票用紙及び投票用紙引換券の様式は別に定める。

(投票の記載事項及び投函)

第22条 選挙人は投票場において投票用紙に自ら副代表世話人の候補者 1 人の氏名を記載して、投票箱に入れなければならない。

(投票場の秩序保持)

第23条 選挙人、投票場の事務に従事する者、投票場を監視する職権を有する者が投票場に入ることを許可したものでなければ投票場に入ることができない。

2. 投票場において、演説、討論若しくは騒がしい行為をし、又は、投票に関し協議し、若しくは勧誘したりする者その他投票場の秩序を乱す者があるときは、選挙長はこれを制止することができる。この場合において、制止を受けた者がその命に服さないときは、投票場外に退去させることができる。

3. 前項の規定により退去させられた者は、最後に投票することができる。ただし、選挙長が投票場の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、それ以前に投票させることができる。

第7節 開 票

(開票日)

第24条 開票は投票の当日又はその翌日に本商工会議所において行なう。

2. 選挙長は、天災事変その他の理由により開票ができないときは、開票の日時及び開票場を変更の上、直ちにその旨を告示する。

(開 票)

第25条 選挙長は、選挙立会人の立会いの上、投票箱を開き、投票総数と投票人の総数とを計算し、投票を点検する。

(投票の効力)

第26条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定する。

(投票の無効)

第27条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 副代表の候補者でない者の氏名又は名称を記載したもの
- (3) 1 投票中に 2 人以上の副代表の候補者の氏名又は名称を記載したもの
- (4) 副代表の候補者の氏名又は名称のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は、敬称の類を記載したものは、この限りではない。
- (5) 副代表の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (6) 副代表の候補者の氏名又は名称を自書しないもの

(開票の参観)

第28条 選挙人は、開票場における開票の参観を求めることができる。

(開票場の秩序保持)

第29条 選挙人は、開票場における開票の参観を求めることができる。

第8節 当 選 人

(当選人)

第30条 候補者の中で最も票を得た者を当選人とする。

2. 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙委員会において選挙長がくじで定める。

第31条 選挙長は、選挙に関する選挙録を作成し、選挙委員会の経過を記録の上、選挙立会人とともに署名する。

2. 選挙長は、選挙録とともに、当選人の氏名又は名称及び住所又は所在地を代表世話人に報告しなければならない。
3. 選挙録は、選挙人名簿とともに、副代表の任期期間、青経会において保管しなければならない。

(当選人決定の通知及び告示)

第32条 代表世話人は、前条第2項の報告を受けたときは、直ちに当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の氏名又は名称及び住所又は所在地を告示しなければならない。

(当選の効力の発生)

第33条 当選人の当選の効力は、前条の規定による当選人の告示があった日から生ずるものとする。

(当選の無効)

第34条 当選人がその選挙に関してこの規約に違反したとき、又は不正の行為があったときは、選挙委員会の議を経てその当選を無効とする。

(再選挙)

第35条 実施した選挙が次の各号の何れかに該当するときは、選挙の期日から30日以内に更に選挙を行う。

- (1) 当選人が当選を辞退したとき、又は死亡者であったとき。
- (2) 前条の規定により当選が無効となったとき。
2. 再選挙の期日、投票の場所及び時間は、役員会を経て選挙の期日の少なくとも20日前までにこれを告示する。

第3章 役員の選出

第1節 役員の立候補

(役員立候補可能者名簿)

第36条 代表世話人・副代表世話人を除く役員（規則9条に定める世話人及び監事をいう）に立候補できる者は、年度の11月末日までに役員会が公表する役員立候補可能者名簿（以下「役員立候補名簿」）に登録された者とする。

第37条 会員は、役員立候補名簿に関して、異議があるときは、事務局にその旨を申し出ることができる。

第38条 異議の申し出があったときは、代表世話人は直ちに役員会を開き、その措置を決定し、これを異議を申し出た者に通知する。

(役員の定数)

第39条 立候補可能な役員の定数は、規則に定める範囲内で、役員会においてこれを決定し、役員立候補名簿と合わせて公表する。

(役員の立候補)

第40条 役員の候補者となろうとする者は、年度の12月1日より12月15日17時15分までに、事務局にその旨の届出をしなければならない。

2. 前章に定める副代表世話人に立候補する者は、役員に立候補することはできない。

(役員の選任)

第41条 役員の選出は、役員の任期満了の日前90日以内に行なう

第42条 第31条及び第34条の規定による候補者が、第39条の規定による役員の定数を超えたときは、代表世話人及び副代表世話人は候補者から定数までの者を推薦する。推薦された者を、次節に定める予定者として選出する。

第43条 候補者が役員の定数に満たないときは、立候補した者をもって予定者としなければならない。

2. 前項の場合において、代表世話人・副代表世話人は、役員立候補名簿に登録された者より、定数に足るまでの人数を推薦する。推薦された者を予定者として選出する。

第2節 予定者

(予定者)

第44条 前節の規定により役員に立候補したもの、また代表世話人及び副代表世話人に推薦された者を予定者とする。

第45条 事務局は、役員選出に関する記録を作成する。

2. 代表世話人は、記録とともに、予定者の氏名又は名称及び住所又は所在地を役員会に報告しなければならない。

3. 記録は、役員の任期期間、青経会において保管しなければならない。

(予定者の通知及び告示)

第46条 代表世話人は、前条第2項において予定者の報告を行ったのち、直ちに予定者に選出の旨を通知し、かつ、予定者の氏名又は名称及び住所又は所在地を告示しなければならない。

(選出の効力の発生)

第47条 予定者の選出の効力は、前条の規定による予定者の告示があった日から生ずるものとする。

(選出の無効)

第48条 予定者がその選出に関してこの規約に違反したとき、又は不正の行為があったときは、

役員会の議を経てその選出を無効とする。

(再立候補)

第49条 次の各号の何れかに該当するときは、選出の期日から30日以内に更に立候補を募り選出を行う。

(1) 予定者が選出を辞退したとき、又は死亡者であったとき。

(2) 前条の規定により選出が無効となったとき。

2. 立候補期間、選出の期日は、役員会を経て期日の少なくとも20日前までにこれを告示する。

第4章 雑 則

第50条 選挙委員会並びに選挙長の印は、近江八幡商工会議所はちまん青年経営者会印をもってそれぞれこれに代える。

第51条 この規約に規定するもののほか、副代表世話人の選挙又は役員の選出について必要な事項は、役員会が別に定める。

付 則

1. この規約は、令和5年4月1日から施行する。

はちまん青年経営者会役員の選挙及び選任に関する規約

補 足 事 項

1. 目的

本項は、本規約に定める副代表世話人の選挙及び役員の選出に関わる事務等を運営を円滑にするとともに、解釈を容易ならしめることを目的とする。

2. 代表世話人の選任について

規則第 11 条 2 項に定めるとおり、代表世話人は世話人の互選となるが、原則、副代表世話人を優先して選出することが望まれる。これは、代表世話人に任命される者には対内外において大きな責任を伴うため、副代表世話人として代表を補佐する経験を積んだ者が選出されることが望ましいためである。また、副代表世話人が選挙において選任されることから、実質的に次年度の代表世話人を自らの手で選ぶことができる民主制の担保にもつながる。

3. 副代表世話人立候補可能者について

本規約第 4 条に定める副代表世話人立候補可能者名簿に登録されるものは、以下の条件に基づき選出されるものとする。

(1) 役員（世話人・監事）を務めた者。

- ・任期中の役員であるかどうかは問わない。
- ・任期中の役員で、役員を務めた期間が 1 年未満の者は、今後任期を全うする見込みがある場合は名簿に登録される。

4. 役員立候補可能者について

本規約第 36 条に定める役員立候補可能者名簿に登録されるものは、以下のいずれかの条件に基づき選出されるものとする。

(1) PT リーダー等を務めた者。

- ・ここでいう PT リーダー等とは、年ごとに編成されるプロジェクトチーム (PT) のリーダー、フリープロジェクト (FP) のような単発のイベントのリーダー等が含まれる。どこまでが範囲となるのかは事務局及び役員会の総意によって判断し、名簿に反映する。
- ・任期中のリーダーは、今後任期を全うする見込みがある場合は名簿に登録される。

(2) 青経会に 3 年以上在籍した者。

- ・その者の入会が承認された年と月を基準に、名簿を作成する 11 月時点で満 3 年在籍期間があるかで判断する。

例) 令和 5 年度の役員選出の場合

令和 2 年 11 月入会承認→令和 5 年 11 月で満 3 年を満たすため登録される。

令和 3 年 1 月入会承認→令和 5 年 11 月で満 3 年を満たさないため登録されない。